

表10 生活時間配分:就業の有無(土日・休日他)

	土曜日			日曜日			休日他		
	社会生活基本調査			社会生活基本調査			障害者生活実態調査		
	総数	有業者	無業者	総数	有業者	無業者	合計	仕事あり	仕事なし
標本数・度数	109,902	64,705	38,778	108,780	64,054	38,378	170	88	82
1次活動	10.55	10.35	11.23	11.25	11.12	11.39	11.47	11.39	11.55
睡眠	7.57	7.42	8.12	8.21	8.13	8.26	8.51	8.57	8.44
身の回りの用事	1.16	1.14	1.20	1.18	1.18	1.20	1.20	1.10	1.31
食事	1.42	1.38	1.50	1.46	1.42	1.53	1.36	1.33	1.40
2次活動	5.25	6.37	3.53	4.10	4.46	3.33	2.45	3.06	2.22
通勤・通学	0.17	0.25	0.04	0.08	0.12	0.01	0.04	0.06	0.02
仕事	2.36	4.15	0.06	1.29	2.25	0.05	0.22	0.38	0.04
学業	0.13	0.02	0.24	0.09	0.01	0.18	0.00	0.00	0.01
その他社会活動	—	—	—	—	—	—	0.14	0.21	0.06
家事	1.27	1.07	2.13	1.27	1.11	2.08	1.16	1.07	1.25
介護・看護	0.04	0.02	0.06	0.03	0.03	0.05	0.05	0.03	0.07
育児	0.15	0.12	0.22	0.14	0.12	0.18	0.02	0.01	0.04
買い物	0.34	0.32	0.39	0.40	0.42	0.39	0.42	0.50	0.33
3次活動	7.40	6.49	8.44	8.25	8.02	8.48	9.28	9.15	9.42
移動(通勤・通学を除く)	0.44	0.46	0.39	0.46	0.51	0.38	0.44	0.48	0.40
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.41	2.17	3.25	3.01	2.45	3.33	3.32	3.46	3.18
休養・くつろぎ	1.34	1.25	1.46	1.41	1.37	1.46	2.40	2.24	2.56
学習・研究(学業以外)	0.12	0.08	0.14	0.13	0.09	0.16	0.11	0.07	0.15
趣味・娯楽	1.01	0.56	1.06	1.13	1.13	1.07	1.01	0.55	1.07
スポーツ	0.21	0.14	0.20	0.22	0.18	0.19	0.13	0.15	0.11
ボランティア活動・社会参加活動	0.07	0.07	0.06	0.10	0.10	0.09	0.05	0.03	0.07
交際・付き合い	0.34	0.35	0.30	0.34	0.36	0.29	0.24	0.28	0.20
受診・療養	0.08	0.05	0.14	0.04	0.02	0.08	0.23	0.17	0.29
その他	0.19	0.16	0.24	0.22	0.21	0.24	0.15	0.11	0.20
(再掲)									
家事関連 ¹⁾	2.20	1.53	3.20	2.24	2.08	3.10	2.05	2.01	2.10
休養等自由時間活動 ²⁾	4.15	3.42	5.11	4.42	4.22	5.19	6.12	6.10	6.14
積極的自由時間活動 ³⁾	1.41	1.25	1.46	1.58	1.50	1.51	1.30	1.20	1.40

1) 家事、介護・看護、育児及び買い物

2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及び休養・くつろぎ

3) 学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ及びボランティア活動・社会参加活動

2) 就労状況と生活時間

①有業者の生活時間配分について

「平成18年調査」では、有業者が3つのタイプ別—主に仕事/家事などのかたわらに仕事/通学のかたわらに仕事—toに集計がとられている。また、「実態調査」では、仕事の種類として、次の7つに分けて把握している。すなわち、自営業、役員、常用、臨時日雇、福祉的就労、NPO等、その他である。「平成18年調査」から引用した調査結果と、「実態調査」では、仕事の種類の比較としては必ずしも対応をしていないが、働き方による生活時間配分の傾向をつかむことができるであろう。

平日の結果をみると(表11)、「実態調査」での仕事の時間は、「平成18年調査」の主に仕事と家事などのかたわらに仕事の間(主に仕事よりではあるが)であるが、家事分担については主に仕事と同程度の時間配分となっている。これは、仕事の種類別の時間をみれば明白なように、臨時日雇・福祉的就労における仕事時間が短い結果を反映している(臨時日雇が5時間38分、福祉的就労が4時間53分に対して、例えば、常用では7時間2分が平均仕事時間である)。

表11 生活時間配分:有業者の就労状態(平日)

	社会生活基本調査				障害者生活実態調査									
	有業者 平均	主に 仕事	家事な どのか たわら に仕事	通学の かたわ らに仕 事	仕事有 平均	自営業	役員	常用	臨時 日雇	福祉的 就労	NPO等	その他	不詳	
標本数・度数	77,718	62,511	13,486	1,721	88	5	5	27	14	28	1	6	2	
1次活動	9.58	9.56	10.11	9.53	10.32	10.33	9.03	9.51	9.34	12.13	8.45	9.33	10.23	
睡眠	7.14	7.15	7.08	7.17	7.49	7.27	6.48	7.20	7.02	9.08	6.00	7.23	7.23	
身の回りの用事	1.12	1.10	1.22	1.15	1.15	1.03	1.03	1.11	1.11	1.30	1.15	0.43	1.45	
食事	1.32	1.31	1.40	1.20	1.28	2.03	1.12	1.19	1.21	1.36	1.30	1.28	1.15	
2次活動	9.42	10.00	8.23	8.26	8.33	9.36	11.09	9.31	8.59	6.41	11.00	8.55	7.00	
通勤・通学	0.53	0.58	0.22	1.32	1.17	0.39	1.03	1.59	1.06	0.50	0.30	1.03	2.23	
仕事	7.16	8.11	3.44	2.10	6.06	6.21	9.06	7.02	5.38	4.53	9.00	6.08	4.30	
学業	0.08	0.00	0.00	4.14	0.02	0.00	0.27	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他社会活動	—	—	—	—	0.08	0.00	0.00	0.09	0.09	0.10	0.00	0.00	0.00	
家事	0.59	0.33	3.20	0.12	0.43	1.57	0.33	0.14	1.27	0.38	0.30	0.53	0.08	
介護・看護	0.02	0.01	0.05	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.20	0.00	
育児	0.08	0.06	0.20	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	
買い物	0.15	0.11	0.32	0.14	0.16	0.39	0.00	0.07	0.40	0.08	1.00	0.33	0.00	
3次活動	4.20	4.04	5.26	5.41	4.55	3.51	3.48	4.38	5.27	5.05	4.15	5.33	6.38	
移動(通勤・通学を除く)	0.23	0.21	0.28	0.29	0.20	0.06	0.15	0.25	0.20	0.16	0.00	0.43	0.00	
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	1.42	1.37	2.14	1.18	2.05	1.09	1.12	2.11	2.16	2.06	4.15	1.43	4.00	
休養・くつろぎ	1.05	1.03	1.12	1.23	1.35	1.39	1.45	0.53	1.25	2.08	0.00	2.23	2.38	
学習・研究(学業以外)	0.07	0.05	0.07	0.40	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00	0.00	0.00	
趣味・娯楽	0.26	0.23	0.31	0.53	0.12	0.36	0.00	0.12	0.00	0.18	0.00	0.00	0.00	
スポーツ	0.06	0.06	0.09	0.10	0.04	0.06	0.24	0.02	0.02	0.03	0.00	0.00	0.00	
ボランティア活動・社会参加活動	0.02	0.02	0.04	0.03	0.02	0.00	0.00	0.00	0.010	0.00	0.00	0.00	0.00	
交際・付き合い	0.16	0.15	0.17	0.33	0.07	0.00	0.00	0.08	0.09	0.00	0.00	0.45	0.00	
受診・療養	0.04	0.04	0.08	0.02	0.19	0.03	0.12	0.28	1.00	0.02	0.00	0.00	0.00	
その他 (再掲)	0.09	0.07	0.17	0.09	0.09	0.12	0.00	0.19	0.05	0.06	0.00	0.00	0.00	
家事関連 ¹⁾	1.24	0.51	4.17	0.31	1.01	2.36	0.33	0.21	2.06	0.47	1.30	1.45	0.08	
休養等自由時間活動 ²⁾	2.47	2.40	3.26	2.41	3.41	2.48	2.57	3.04	3.41	4.14	4.15	4.05	6.38	
積極的自由時間活動 ³⁾	0.41	0.36	0.51	1.46	0.19	0.42	0.24	0.14	0.12	0.27	0.00	0.00	0.00	

1) 家事、介護・看護、育児及び買い物

2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及び休養・くつろぎ

3) 学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ及びボランティア活動・社会参加活動

家事関連に着目すると、「平成18年調査」の家事などのかたわらに仕事に従事している人は、平日・土日ともに、際立って長い時間がさかれている(平日3時間20分、土曜3時間11分、日曜3時間4分)。これに対して、「実態調査」で家事時間が長いのは、自営業、臨時日雇であって、仕事時間の長さに関連しているわけではなさそうである。

いずれの調査・類型においても、平日が1次活動>2次活動>3次活動となっており、土日・休日他が(表12、表13)、1次活動>3次活動>2次活動という生活時間配分に変わるのは共通している。

表12 生活時間配分:有業者の就業状態(土曜・休日他)

	土曜日				休日他									
	社会生活基本調査				障害者生活実態調査									
	有業者 平均	主に 仕事	家事な どのか たわら に仕事	通学の かたわ らに仕 事	仕事有 平均	自営業	役員	常用	臨時 日雇	福祉的 就労	NPO等	その他	不詳	
標本数・度数	64,705	52,128	11,039	1,538	88	5	5	27	14	28	1	6	2	
1次活動	10.35	10.34	10.34	10.51	11.39	11.27	10.24	11.08	10.59	12.42	11.45	11.40	12.15	
睡眠	7.42	7.44	7.24	8.15	8.57	8.12	7.48	8.46	8.02	9.53	9.00	9.00	9.15	
身の回りの用事	1.14	1.13	1.23	1.15	1.20	1.09	1.09	1.01	1.11	1.20	1.15	0.43	2.08	
食事	1.38	1.37	1.47	1.21	1.33	2.06	1.27	1.21	1.46	1.30	1.30	1.58	0.53	
2次活動	6.37	6.35	6.58	5.42	3.06	6.30	4.54	2.00	4.36	2.09	2.00	5.38	0.38	
通勤・通学	0.25	0.27	0.12	0.39	0.06	0.00	0.15	0.01	0.16	0.01	0.00	0.30	0.00	
仕事	4.15	4.39	2.23	3.25	0.38	3.00	1.51	0.24	0.39	0.00	0.00	1.58	0.00	
学業	0.02	0.00	0.00	1.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他社会活動	—	—	—	—	0.21	0.00	0.00	0.04	0.51	0.36	0.00	0.00	0.00	
家事	1.07	0.46	3.11	0.10	1.07	2.39	1.18	0.39	1.58	0.54	1.00	1.10	0.15	
介護・看護	0.02	0.02	0.06	0.00	0.03	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.30	0.00	
育児	0.12	0.11	0.21	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	
買い物	0.32	0.29	0.45	0.24	0.50	0.51	1.30	0.52	0.47	0.39	1.00	1.20	0.23	
3次活動	6.49	6.51	6.28	7.27	9.14	6.03	8.42	10.51	8.25	9.08	10.15	6.43	11.08	
移動(通勤・通学を除く)	0.46	0.47	0.42	0.53	0.48	0.30	0.36	1.03	0.42	0.43	0.00	0.53	0.15	
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.17	2.18	2.22	1.26	3.46	2.45	3.36	4.28	2.35	3.48	9.15	1.48	8.00	
休養・くつろぎ	1.25	1.25	1.23	1.26	2.24	1.54	2.57	2.12	1.54	2.48	1.00	3.18	1.23	
学習・研究(学業以外)	0.08	0.08	0.07	0.22	0.07	0.00	0.00	0.08	0.18	0.04	0.00	0.00	0.00	
趣味・娯楽	0.56	0.57	0.39	1.30	0.55	0.12	0.39	2.10	0.11	0.33	0.00	0.00	0.00	
スポーツ	0.14	0.15	0.11	0.19	0.15	0.30	0.06	0.02	0.25	0.17	0.00	0.45	0.00	
ボランティア活動・社会参加活動	0.07	0.06	0.10	0.08	0.03	0.00	0.00	0.02	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	
交際・付き合い	0.35	0.35	0.28	1.09	0.28	0.00	0.42	0.22	0.34	0.36	0.00	0.00	1.30	
受診・療養	0.05	0.05	0.06	0.01	0.17	0.00	0.00	0.06	1.23	0.08	0.00	0.00	0.00	
その他	0.16	0.15	0.21	0.13	0.11	0.12	0.06	0.17	0.06	0.12	0.00	0.00	0.00	
(再掲)														
家事関連 ¹⁾	1.53	1.28	4.23	0.34	2.01	3.30	2.48	1.31	2.50	1.33	2.00	3.10	0.38	
休養等自由時間活動 ²⁾	3.42	3.43	3.45	2.52	6.10	4.39	6.33	6.39	4.29	6.35	10.15	5.05	9.23	
積極的自由時間活動 ³⁾	1.25	1.26	1.07	2.19	1.20	0.42	0.45	2.23	1.11	0.53	0.00	0.45	0.00	

- 1) 家事、介護・看護、育児及び買い物
- 2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及び休養・くつろぎ
- 3) 学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ及びボランティア活動・社会参加活動

表13 生活時間配分:有業者の就業状態(日曜・休日他)

	日曜日				休日他									
	社会生活基本調査				障害者生活実態調査									
	有業者 平均	主に 仕事	家事な どのか たわら に仕事	通学の かたわ らに仕 事	仕事有 平均	自営業	役員	常用	臨時 日雇	福祉的 就労	NPO等	その他	不詳	
標本数・度数	64,054	51,654	10,902	1,498	88	5	5	27	14	28	1	6	2	
1次活動	11.12	11.15	11.02	11.10	11.39	11.27	10.24	11.08	10.59	12.42	11.45	11.40	12.15	
睡眠	8.13	8.17	7.47	8.31	8.57	8.12	7.48	8.46	8.02	9.53	9.00	9.00	9.15	
身の回りの用事	1.18	1.17	1.24	1.18	1.20	1.09	1.09	1.01	1.11	1.20	1.15	0.43	2.08	
食事	1.42	1.41	1.50	1.22	1.33	2.06	1.27	1.21	1.46	1.30	1.30	1.58	0.53	
2次活動	4.46	4.32	6.00	4.47	3.06	6.30	4.54	2.00	4.36	2.09	2.00	5.38	0.38	
通勤・通学	0.12	0.13	0.07	0.19	0.06	0.00	0.15	0.01	0.16	0.01	0.00	0.30	0.00	
仕事	2.25	2.33	1.35	3.18	0.38	3.00	1.51	0.24	0.39	0.00	0.00	1.58	0.00	
学業	0.01	0.00	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他社会活動	—	—	—	—	0.21	0.00	0.00	0.04	0.51	0.36	0.00	0.00	0.00	
家事	1.11	0.51	3.04	0.10	1.07	2.39	1.18	0.39	1.58	0.54	1.00	1.10	0.15	
介護・看護	0.03	0.02	0.06	0.01	0.03	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00	0.30	0.00	
育児	0.12	0.12	0.18	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	
買い物	0.42	0.40	0.50	0.28	0.50	0.51	1.30	0.52	0.47	0.39	1.00	1.20	0.23	
3次活動	8.02	8.14	6.58	8.03	9.14	6.03	8.42	10.51	8.25	9.08	10.15	6.43	11.08	
移動(通勤・通学を除く)	0.51	0.52	0.44	0.56	0.48	0.30	0.36	1.03	0.42	0.43	0.00	0.53	0.15	
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	2.45	2.50	2.33	1.40	3.46	2.45	3.36	4.28	2.35	3.48	9.15	1.48	8.00	
休養・くつろぎ	1.37	1.38	1.27	1.36	2.24	1.54	2.57	2.12	1.54	2.48	1.00	3.18	1.23	
学習・研究(学業以外)	0.09	0.09	0.06	0.27	0.07	0.00	0.00	0.08	0.18	0.04	0.00	0.00	0.00	
趣味・娯楽	1.13	1.17	0.48	1.36	0.55	0.12	0.39	2.10	0.11	0.33	0.00	0.00	0.00	
スポーツ	0.18	0.19	0.12	0.17	0.15	0.30	0.06	0.02	0.25	0.17	0.00	0.45	0.00	
ボランティア活動・社会参加活動	0.10	0.10	0.12	0.06	0.03	0.00	0.00	0.02	0.17	0.00	0.00	0.00	0.00	
交際・付き合い	0.36	0.35	0.31	1.07	0.28	0.00	0.42	0.22	0.34	0.36	0.00	0.00	1.30	
受診・療養	0.02	0.02	0.03	0.01	0.17	0.00	0.00	0.06	1.23	0.08	0.00	0.00	0.00	
その他	0.21	0.21	0.22	0.17	0.11	0.12	0.06	0.17	0.06	0.12	0.00	0.00	0.00	
(再掲)														
家事関連 ¹⁾	2.08	1.45	4.18	0.40	2.01	3.30	2.48	1.31	2.50	1.33	2.00	3.10	0.38	
休養等自由時間活動 ²⁾	4.22	4.28	4.00	3.16	6.10	4.39	6.33	6.39	4.29	6.35	10.15	5.05	9.23	
積極的自由時間活動 ³⁾	1.50	1.55	1.18	2.26	1.20	0.42	0.45	2.23	1.11	0.53	0.00	0.45	0.00	

- 1) 家事、介護・看護、育児及び買い物
- 2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及び休養・くつろぎ
- 3) 学習・研究(学業以外)、趣味・娯楽、スポーツ及びボランティア活動・社会参加活動

「実態調査」で把握された福祉的就労は、「実態調査」における仕事有の中での、仕事時間が短い（仕事有平均6時間6分に対し、4時間53分）。では、どの生活時間が長く配分されているかという点、睡眠や（仕事有平均7時間49分に対し、9時間8分）休養・くつろぎである（仕事有平均1時間35分に対し、2時間8分）。また、土日・休日他について、福祉的就労と「平成18年調査」の主に仕事の人を比べてみると、福祉的就労の積極的自由時間が短い特徴が浮かび上がってくる（「平成18年調査」では、主に仕事に従事している人は、平日が36分に対し、土曜日が1時間26分、日曜日が1時間55分となっているのに対し、福祉的就労は、平日が27分、休日他が53分）。

②有業者の時間帯別行動について

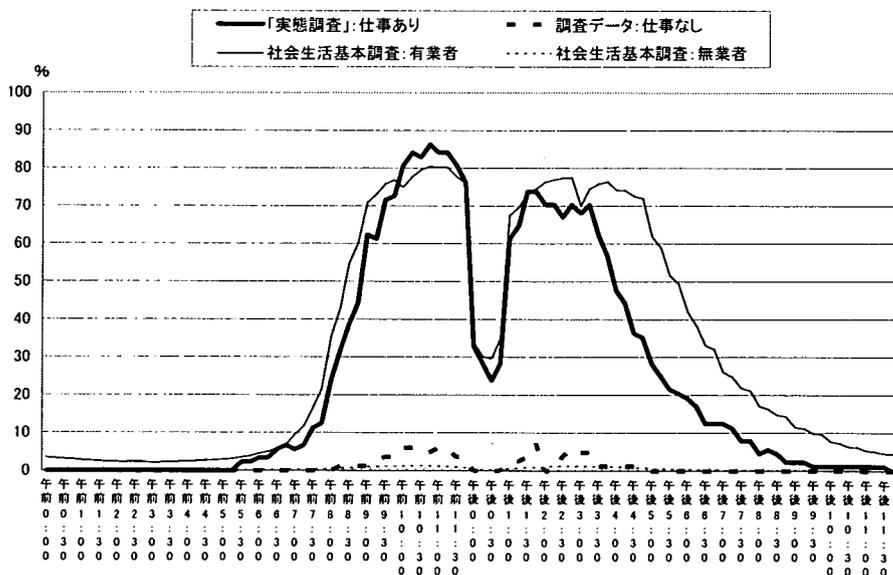
時間帯別の行動を比較するにあたっては、行動者率を算出した。行動者率は、当該行動を起こした人（行動者数）の全体に占める割合で、次のような数式で算出される。

$$\text{行動者率} = (\text{行動者数} / \text{属性別の人口}) \times 100 (\%)$$

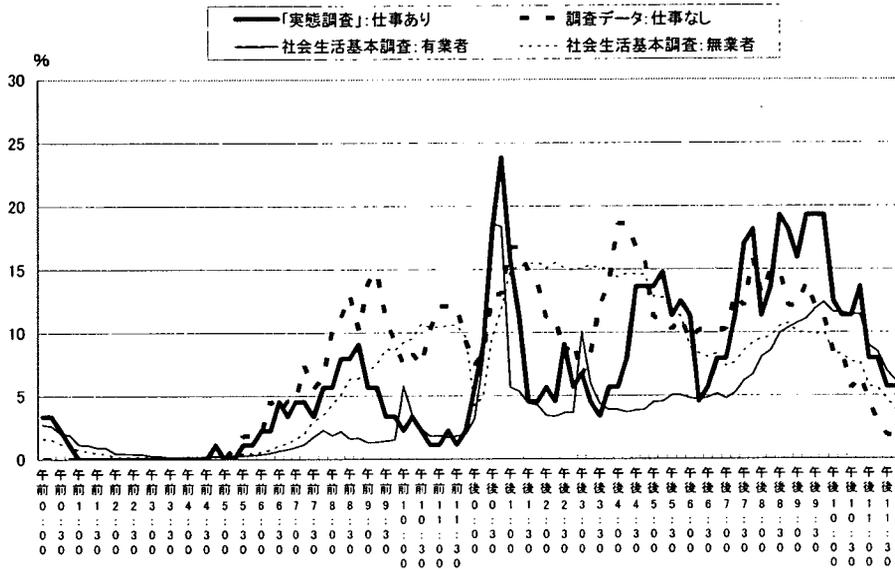
平日の「実態調査」全体での平均時間を見ると、長い時間が配分されているのは、上位から順に、睡眠（8時間6分）、仕事（3時間18分）、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌（2時間28分）、休養・くつろぎ（2時間1分）となる。そこで、睡眠を除いた上位3つの行動の時間帯別行動者率について、仕事の有無別に「平成18年調査」と「実態調査」とを比較する。

まず「仕事」に関してみると（グラフ1）、「平成18年調査」に比べて「実態調査」では、午後4時以降で行動者率が低くなっていることから、仕事の時間帯の幅が短くなっているといえる⁴（例えば、午後4時45分での行動者率は、「平成18年調査」が72.1%に対して、「実態調査」が35.2%）。

グラフ1 「仕事」の行動者率の比較

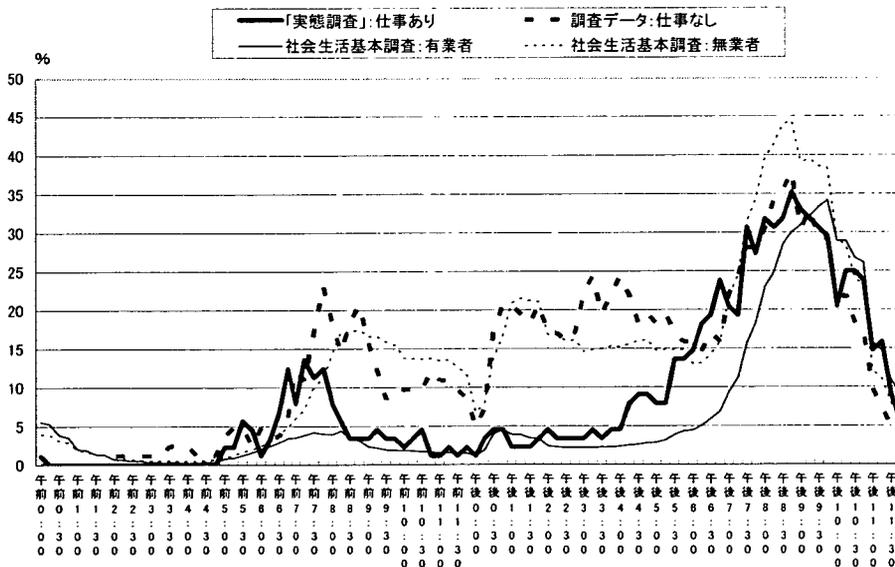


グラフ2 「休養・くつろぎ」の行動者率の比較



「実態調査」における仕事の行動者率が下がる夕方の時間帯は、休養・くつろぎの行動者率が高くなり、「平成 18 年調査」の同時間帯同行動との行動者率との開きがみられる（グラフ 2；例えば、午後 4 時 45 分での行動者率は、「平成 18 年調査」が 3.9%にすぎないのに対して、「実態調査」は 13.6%）。テレビ・ラジオ・新聞・雑誌については、「実態調査」よりも「平成 18 年調査」の方が遅い時間帯に行動者率が高くなっている（グラフ 3）。

グラフ3 「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の行動者率の比較



4. 考察

全体的に、「実態調査」では、休養等自由時間活動に多くの時間が割かれている。加えて、精神障害者及び重複障害者については、睡眠時間も長い。これには、おそらく、2つの側面がある。

一つは、障害故に、休養等の休息が必要であるという理由である。障害故に時間がかかるという面については、重複障害者の身の回りの用事についての平均時間が長いことも合わせて考えると、就労のみならず、社会活動や生活時間の全体的な配分をみる上で、「時間的コスト」としてとらえることができるだろう。これは、「実態調査」の平日についての生活時間配分を仕事の有無別にみた結果からもみてとれる。

もう一つの側面は、他にすることがなくて、結果、休養等自由時間活動が長くなるという側面である。この点に関しては、平日の時間配分に関しては妥当な解釈かもしれない（「平成18年調査」と比較して「実態調査」の方が、積極的自由時間活動が短く、特に、知的障害者と重複障害者のそれが際立って短い）。しかし、土日・休日他に関しては、積極的自由時間活動の平均時間はそれほどの差はなく、むしろ、2次活動の平均時間の差が大きい（「平成18年調査」においては土曜日が5時間25分、日曜日が4時間10分に対し、「実態調査」は2時間45分）。この差は何から生み出されるのかといえば、「平成18年調査」においては、土日であっても仕事にある程度の時間が割かれているのに加え、家事関連時間が「実態調査」よりも長いからである。家事関連については、両調査を通じて、重複障害者以外が買い物の時間が平日よりも長く配分されていること（つまり、重複障害者のみが買い物をしている時間が少ない⇨外出している時間が短い）、知的障害者の家事関連時間が短いこと（加えて言えば、世帯類型のグループホームにおいても、平日・休日の両方で家事関連時間は短い）が指摘でき、「平成18年調査」の男性平均よりは長いとはいえ、平均時間が長くなっている要因は買い物の時間が長いからである。

このことは、障害のある人、とりわけ、知的障害者や重複障害者は、「家事」を担っていないことを意味しているのではないか。「社会生活基本調査」の定義によれば、2次活動は、「仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動」である。このような性格をもつ2次活動について、知的障害者の仕事の平均時間が最も長く（「実態調査」の全体平均3時間18分に対して、知的障害者は4時間44分）、家事関連の時間が最も短くなっているのである（「実態調査」の全体平均1時間29分に対して、知的障害者は22分）。この傾向は、「平成18年調査」の男性の結果と共通している（ただし、男子の仕事時間は極めて長い）。

一方、「平成18年調査」の結果によれば、有業者のうち、家事のかたわらに仕事をしている人の平日の仕事の平均時間は3時間44分であり、知的障害の同平均時間4時間44分である。家事関連の平均時間をみると、家事のかたわらに仕事をしている人は、平日及び土日いずれも4時間強の平均時間であり、仕事と家事の両方を担っていることがわかる。これに対し、知的障害をもつ人は、平日の平均時間の時間差は1時間にすぎないのに（つまり、働き方は似ているのに対し）、家事関連時間は、家事のかたわらに仕事をしている人とは比べものにならないほど短いのである。

以上の結果から、障害者の自立支援施策について、次の3つが示唆される。

第一に、障害故の「時間的コスト」に配慮した就労支援が必要である。「実態調査」から浮き彫りになった障害者の生活時間の実態の一つは、短時間労働である。これまで検討してきたように、休養等自由時間活動が長いという特徴もあわせれば、障害故の制限の結果としての短時間労働と考えるのが妥当であろう。とすれば、一般就労を前提とした就労支援の他に、短時間労働を前提とした所得保障、すなわち、就労所得と他の所得保障制度との組み合わせによる自立支援施策の重要性を改めて指摘することができよう。

第二に、就労面のみならず、家事支援などの生活支援がなければ、自立支援とはならない。世帯類型でみると、家事時間が短いのは、既に述べたように、定位家族とグループホームである。これは、前述のように障害をもつ人（特に知的障害者）は、家事役割を期待されていないからと解釈もできるが、別の見方をすれば、定位家族において本人以外が担っていた家事を、グループホームが代替しているため、仕事など他の活動が可能になっているともいえる。つまり、施設入所を食い止めるためには、家事支援といった自立支援も、地域での生活を成り立たせるためには必要不可欠ということである。

第三に、生活の質を高めるような支援も必要となろう。繰り返し指摘してきたように、「実態調査」では、3次活動とはいっても積極的自由時間活動ではなく、休養等自由時間活動が長いことが把握された。仕事や家事は、生活に欠くことのできない行動ではあるが、「社会生活を営む上で義務的な性格が強い活動」でもある。障害者にとっての積極的自由時間が制限されている要因を検討することが求められよう。

最後に、残された課題を2点指摘することで、本論を終えたい。

我々が実施した「実態調査」によって、大規模調査とまでは言えないが、障害者の生活時間の量的把握をすることができた。それでもなお、生活時間調査には、他にも興味深い変数が含まれている。我々の調査研究の実施期間は、ひとまず終了するわけだが、今後、本調査データをアーカイブに登録することを予定しており、また別の視角からの分析による障害者の生活時間の検討も可能であろう。

また、量的な調査では、類型別の生活時間の傾向は把握できるが、生活時間を規定する因果関係を具体的に抽出することには限界がある。焦点をしばった事例調査を重ね合わせることで、障害者の生活時間のリアリティにより接近することが可能となろう。

1 他に、「第1回障害者生活実態調査」においては、障害者団体からの協力による33件が含まれている。

2 調査日の両日とも平日、あるいは休日他のデータは、集計から除いた。また、「所得を伴う仕事の有無」について、不詳データが1件あったため、これも集計データから除外した。

3 太田美音、2007、「平成13年社会生活基本調査 平均時刻等に関する特別集計結果から」、『統計』2007年1月号、pp.20-31、p.31

4 「平成18年調査」から、起床時刻・朝食開始時刻・夕食開始時刻・就寝時刻・出勤時刻・仕事からの帰宅時刻に関して、平均時刻が集計されている（平成13年に実施された社会生活基本調査においては、「平成18年調査」での集計方法の検討及び時系列比較のために、特別集計として結果が報告されている）。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書
「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」

世帯状況をふまえた家計収支の分析
分担研究者 土屋 葉（愛知大学文学部 助教）

研究要旨

本研究では過去 2 回にわたっておこなった調査から得られたデータを合算し、一般世帯を対象とした調査によるデータおよび、障害者、障害者世帯を対象とした他の調査によるデータと比較検討することにより、障害者世帯の家計収支を相対的にとらえることを目的とした。

本人収入にかんしては、おおむね他調査の結果と同様であった。まず、収入源にばらつきがみられた。知的障害者は比較的年金を受給している割合が高いが、非手帳保持者を含む精神障害者では年金受給率が低く、所得保障として機能していない。また、一般世帯と比べるととりわけ単身世帯が低収入におかれていることが明らかになった。

世帯収入との関連をみていくと、生殖家族における身体障害者の男性にかんしては、経済的自立度が高い一方で、定位家族における知的障害者、精神障害者の他の世帯員の収入への依存度の高さが明らかになった。逆にいえば、自らの収入が低く他の家族員に経済的に依存しているために、離家することが難しく定位家族で暮らしつづけることになっている。

本研究を通じて、本人収入と世帯収入との関連が、障害別、性別、世帯状況別に明らかになった。とりわけ本人が定位家族で暮らしているのか、生殖家族に暮らしているのかにわけた分析により、他の世帯員への依存している状況が鮮明にみえてきた。ここから、本人の所得保障、なかでも雇用者収入が低い層、年金が所得保障となりえていない層への支援の検討が緊急課題であるといえよう。今後は世帯員数や居住形態を考慮した分析をすすめていく必要がある。家計における可処分所得額について、障害にかかわる費用との関連での考察も今後の課題である。

A. 研究目的

これまで障害者世帯の所得の状況について、障害者が所属する世帯状況や、他の家族成員の収入の状況を考慮しての分析は行われてこなかった。本研究では障害者の世帯状況をふまえて、家計収支を分析することを目的とする。また一般世帯を対象とした調査によるデータ、および既存の障害者、障害者世帯を対象とした調査によるデータと比較検討することにより、障害者世帯

の家計の状況を相対的にとらえることを目的とする。

B. 研究方法

本稿では「第 1 回障害者生活実態調査」および「第 2 回障害者実態調査」で得られたデータ（第 1 回調査における「障害者団体」データは除外）を合算したデータにもとづき、回答者の属する世帯状況を考慮しつつ、世帯の家計収支に焦点を当てて分析を行う。回答者本人の収入および、回答者が属す

る世帯収入について、収入合計、収入の内訳、支出合計、支出の内訳等に言及する。

これらについて、障害別、世帯類型別、身体の自立の状況別に単純集計、クロス集計等の手法を用いて分析する。(倫理面への配慮)

調査を実施する際には、該当自治体の個人情報保護条例に抵触しない旨の確認を行い、データを入手した。さらに対象者に対しては、調査への協力は個人の自由選択であることを文書で伝え、調査協力に承諾した対象者のみを調査した。また調査票に基づくデータは、個人が特定できないように番号で管理されている。

C. 研究成果と考察

本人収入について、男女差、障害による差が明らかになった。身体障害の男性をのぞいて低収入層に偏っている。この要因として、雇用されている人の割合と、雇用者収入の額が大きなものとなっている。これは既存の調査結果を一部支持するものである。

世帯収入について単身世帯、二人以上世帯とも非障害世帯よりも低く、とくに単身世帯での差が大きい。支出については障害者世帯特有の項目が存在したが、支出している世帯としていない世帯の負担の差がみられた。

本人収入が低い、精神障害、知的障害、身体障害の女性にかんして、二人以上の世帯で暮らす人の、他の世帯員に対する経済的依存度が高いことが明らかになった。これが、とくに知的障害者と精神障害者の、定位家族から離家が難しく、多くが定位家族と暮らしている現状と関連していると思われる。

D. 結論

本研究を通じて、一般世帯と比較した障害者世帯の家計収支の位置づけや、本人収入と世帯収入との関連が、障害別、性別、世帯状況別に明らかになった。とりわけ、本人が定位家族で暮らしているのか、生殖家族に暮らしているのかに着目した分析により、他の世帯員への依存している状況が、鮮明にみえてきた。

今後は、世帯員数や居住形態を考慮した分析をすすめていく必要がある。家計における可処分所得額について、障害にかかわる費用との関連での考察も、今後の課題である。

E. 研究の政策的含意

本研究では障害者の家計構造について、他調査や一般データと比較しながら明らかにした。こうした比較などを積み重ねることにより、データを精緻化し、障害者の家計構造を詳細にとらえるための基礎的データとすることができよう。

本研究では、本人収入の低さと、とりわけ二人以上家族に住む人びとの、家族への経済的依存度の高さが明らかになった。世帯収入の不安定さのみならず、近年の「自立」を志向する政策動向からも、まずは障害をもつ本人の所得保障にかかわる制度を整えることが肝要である。とりわけ雇用者収入が低い層、年金が所得保障となりえていない層への支援の検討が緊急課題であろう。

F. 研究発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

世帯状況をふまえた家計収支の分析

土屋 葉

1. はじめに

(1)本研究のねらい

従来から指摘されてきたように、障害をもつ人たちの稼働能力は非障害者と比較して相対的に低く、障害者の家計については他の家族成員に依存することは容易に想像できる。かれらが親と暮らしているのか、配偶者や子どもと暮らしているのか、あるいは一人暮らしであるのかといった世帯の状況や、家族成員の収入の状況により大きく異なってくるのである。にもかかわらず、世帯の状況を考慮した分析は従来あまり行われてこなかった。自立支援法が施行され、事実上の家族による利用料一割負担義務が再び制度化された現在において、世帯状況と障害者の家計収支の関係を分析することは急ぎの課題であるように思われる。

本稿では、2005年に行った「第1回障害者実態調査（稲城市）」、2006年に行った「第2回障害者実態調査（富士市）」によって得られたデータを合算し、そのデータをもとに障害者の世帯状況をふまえた家計収支を分析していくことを目的とする。

昨年の報告書において、筆者は世帯収入と本人収入との関連を明らかにする試みを行った。親と暮らす定位家族では世帯収入に占める本人収入が低く、他の世帯員の収入によって障害者の生活が支えられていること、生殖家族においても女性は配偶者など他の世帯員の収入に支えられている傾向があること、したがって現行制度が障害者世帯（障害者が世帯主であるか否かにかかわらず、障害者を家族員に含む世帯）における家族の負担をより厳しくさせる方向に働くことを指摘した。

本研究ではこれをふまえ、よりサンプル数の多い合算データを用いること、また、一般世帯を対象とした「全国消費実態調査」によるデータ、および既存の障害者、障害者世帯を対象とした調査によるデータと比較することにより、障害者世帯の家計の状況を相対的にとらえていく。

(2)世帯状況への着目

以下では、世帯の状況に注目し、「生殖家族」と「定位家族」、「単身世帯」にわけて分析を行った。定位家族(family of orientation)とは、そこで生まれた子どもから見た核家族のことであり、生殖家族(family of procreation)とは、婚姻関係によって生じた家族のことである。

障害をもつ人の生活実態をとらえる際には、生まれおちた生殖家族のなかで暮らしているのか、あるいは結婚するなどし、新たな生殖家族で暮らしているのかが重要な鍵となる。先天性の身体障害、知的障害、精神障害をもつ人は離家を選択しづらく、年齢を重ねても定位家族に留まる割合が高いことは、「親亡き後」の問題として広く認知されている。離家の一つのきっかけに結婚というライフ・イベントがあるが、前述のような障害をもつ人は未婚率も高い。

「国勢調査」、「消費生活実態調査」などにおいて用いられている世帯分類（単身世帯、夫婦のみの世帯、親と未婚の子のみの世帯、その他の世帯など）では、定位家族で暮らし続ける子どもと高齢の親という形態も、生殖家族における夫婦と未婚の子どもという形態も、同じ「親と未婚の子のみの世帯」に分類され、区別ができないため本報告では用いない。ここでは、一人の障害をもつ人に注目し、その人が属する家族の形態を指標にすることにより、障害をもつ人と家族をとりまく状況がより明らかになると考える。

注目するのは、配偶者・子どもの有無と親との同居である。障害者が配偶者と共に暮らしている家族を、別居の子同居の子の有無、親との同別居にかかわらず、「生殖家族」としてカウントした（ただし配偶者と離・死別などし、子どもと共に暮らす6世帯を含む）ⁱ。それ以外の障害者が親と同居をしている家族を、きょうだいとの同別居、祖父母との同別居にかかわらず「定位家族」としてカウントした（離別して親と同居している人1人を含む）。「単身世帯」は一人暮らしの障害者を指し、きょうだいと暮らしている人、その他のきょうだいのみや、その他の親族と暮らしている人などを「その他世帯」、グループホームに暮らす人を「グループホーム世帯」としてカウントした。

また、障害をもつ本人のジェンダーについて目配りをした。世帯の状況や就労の状況、雇用者収入の額についてもジェンダー差があることは予測されるが、厚生労働省の調査においても、比較的規模の大きいJD調査においても、男女別に集計されておらず、本人のジェンダーに目配りした家計状況の分析は多くはないように思われる。昨年度にひきつづき、性別による差に注目して分析を行っていく。

(3)方法とデータ

単純集計やクロス集計等の手法を用いる。まず、世帯状況について、性別、障害別、手助け見守りの必要の有無等に着眼し分析を行う。次に、本人収入とその内訳について世帯状況別、性別、障害別に分析する。また、雇用者収入額と年金受給額との関連についても言及する。さらに、分散図を用いて世帯収入と本人収入の関係についてみていく。最後に収入と支出について、世帯別に一般データと比較しながらみていくなかで、障害者世帯の家計収支の特徴について考察する。

用いたデータは稲城市データ（94名）と富士市データ（113名）、合計207名である。この基本属性については以下に表にまとめた。

本人収入については、高額所得者2名（1,759万円、2,000万円）、本人収入の欄すべてに無回答だった2名を除く、203名を対象とした。また世帯収入については、高額所得世帯2世帯（2,590万円、2,625万円）、本人収入の欄に無回答だった2名、他の世帯員の所得すべてあるいは一部無記入10名を除く193世帯を対象としている。

表1 性別

	度数	パーセント
男	116	56.0
女	91	44.0
合計	207	100.0

表 2 年齢階層

	度数	パーセント
18～19 歳	2	1.0
20～29 歳	18	8.7
30～39 歳	40	19.3
40～49 歳	48	23.2
50～59 歳	53	25.6
60～64 歳	46	22.2
合計	207	100.0

表 3 障害種別

	度数	パーセント
身体障害	132	63.8
知的障害	24	11.6
精神障害	32	15.5
重複障害	10	4.8
非手帳保持者	9	4.3
合計	207	100.0

表 4 世帯類型

	度数	パーセント
単身世帯	31	15.0
生殖家族	103	49.8
定位家族	54	26.1
その他世帯	7	3.4
グループホーム	12	5.8
合計	207	100.0

2. 分析結果

(1) 世帯状況

・配偶関係

まず、配偶関係についてみていこう。平均すると 47.3%が有配偶、42.5%が未婚である。性別にみると、男性の有配偶率は 38.8%、女性の有配偶率は 58.2%と差がある。非障害者と比べると、男性の障害者の有配偶率が低く、離別率が高い。

表 5 性別配偶関係

(%)

	未婚	有配偶	離別	死別	不詳
障害男性(18～64 歳)	53.4	38.8	6.9	0.0	0.9
非障害男性(15～64 歳)	41.3	53.4	0.7	3.2	0.0
障害女性(18～64 歳)	28.6	58.2	3.3	8.8	1.1
非障害女性(15～64 歳)	33.5	57.8	2.6	5.4	0.0

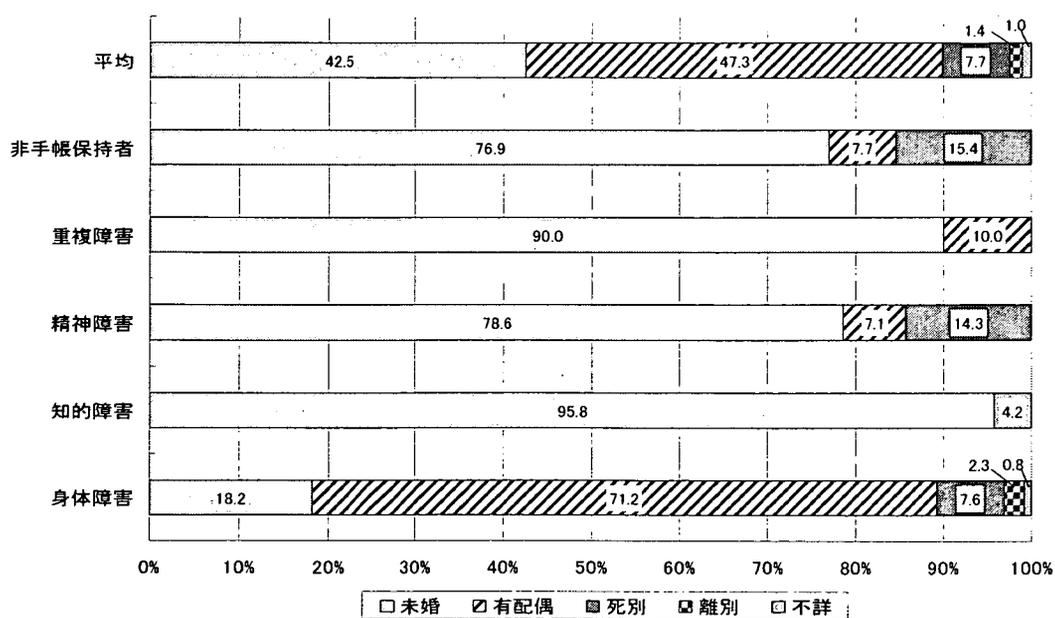
障害別にみると、身体障害者では有配偶率が71.2%と7割を超える一方で、知的障害者、精神障害者、重複障害者、非手帳保持者の有配偶率はそれぞれ0.0%、7.1%、10.0%、7.7%と低い。

東京都福祉局（2003）による「障害者の生活実態調査」（回答者：身体2,757人、知的647人、精神529人）によると、「一緒に暮らしている人」として配偶者を挙げる割合が、身体障害者53.3%、知的障害者2.3%、精神障害者17.8%となっており、身体障害者と比較して他障害の有配偶率が低いⁱⁱ。厚生労働省社会・援護局（2005）による「平成17年度知的障害児（者）基礎調査の結果」（回答数：2,075件）においても、18歳以上の人で「生活協同者」として「夫婦で」を挙げているのは3.1%にすぎない。

表6 障害別配偶関係

	未婚	有配偶	離別	死別	不詳	合計
身体障害	24 18.2%	94 71.2%	10 7.6%	3 2.3%	1 0.8%	132 100.0%
知的障害	23 95.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	24 100.0%
精神障害	22 78.6%	2 7.1%	4 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	28 100.0%
重複障害	9 90.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
非手帳保持者	10 76.9%	1 7.7%	2 15.4%	0 0.0%	0 0.0%	13 100.0%
合計	88 42.5%	98 47.3%	16 7.7%	3 1.4%	2 1.0%	207 100.0%

図1 障害別配偶関係



「手助けや見守りを必要とする」の可否と配偶関係をクロス集計したところ、手助けや見守りを必要としないと答えた人の有配偶率は58.0%、必要とすると答えた人の有配偶率は37.1%と差がみられた。

表7 手助け見守りの可否と配偶者の有無のクロス表

	配偶者の有無					合計
	配偶者あり	未婚	死別	離別	不詳	
手助けや見守りを必要としない	58 58.0%	30 30.0%	2 2.0%	10 10.0%	0 0.0%	100 100.0%
手助けや見守りを必要とする	39 37.1%	58 55.2%	1 1.0%	6 5.7%	1 1.0%	105 100.0%
不詳	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
合計	98 47.3%	88 42.5%	3 1.4%	16 7.7%	2 1.0%	207 100.0%

・障害別世帯状況

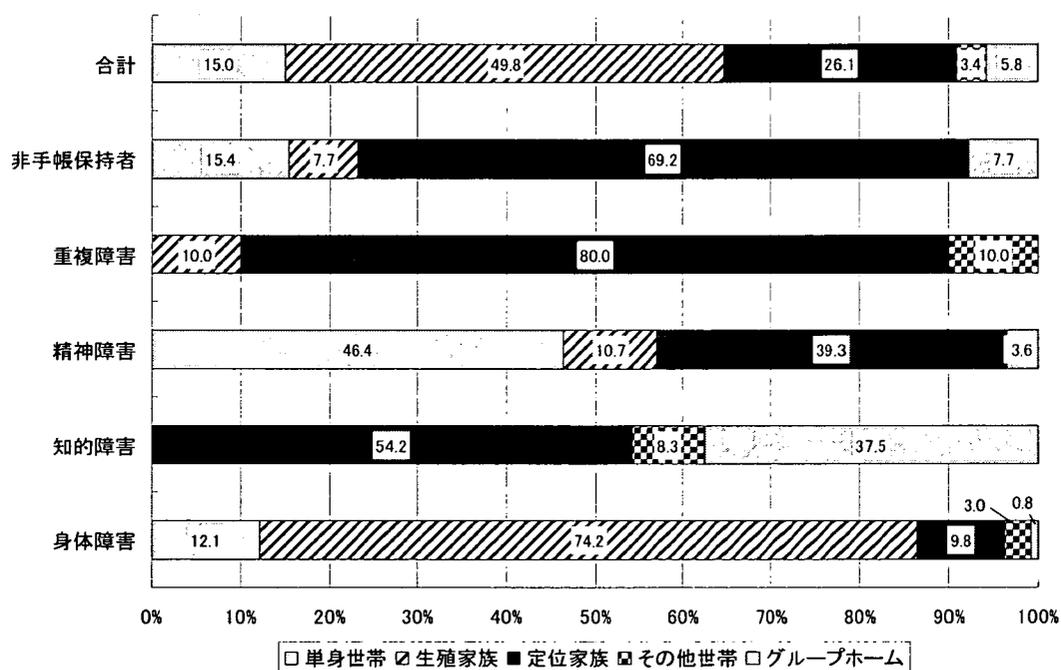
全体では「生殖家族」に暮らす人が103人（49.8%）と多くを占め、次いで「定位家族」に暮らす人は54人（26.1%）、「単身世帯」で暮らす人31人（15.0%）、グループホームで暮らす人12人（5.8%）となっている。障害種別にみると、「生殖家族」に暮らす人のほとんどは身体障害者である。「定位家族」に暮らす人のなかに、非手帳保持者の7割弱、重複障害者の約8割、知的障害者の半数強、精神障害者の4割弱を含む。精神障害者の4割強、身体障害者の1割強が「単身世帯」で暮らし、知的障害者の4割弱が「グループホーム」で暮らしている。

厚生労働省社会・援護局（2005）による「平成17年度知的障害児（者）基礎調査の結果」によると、18歳以上のグループホームで暮らす知的障害者は8.9%、単身で暮らしている人は5.6%である。また、先述の東京都福祉局（2003）調査によると、グループホームで暮らす精神障害者は1.3%、単身世帯の精神障害者は30.6%である。

表 8 障害種別と世帯状況

	単身世帯	生殖家族	定位家族	その他世帯	GH	合計
身体障害	16 12.1%	98 74.2%	13 9.8%	4 3.0%	1 0.8%	132 100.0%
知的障害	0 0.0%	0 0.0%	13 54.2%	2 8.3%	9 37.5%	24 100.0%
精神障害	13 46.4%	3 10.7%	11 39.3%	0 0.0%	1 3.6%	28 100.0%
重複障害	0 0.0%	1 10.0%	8 80.0%	1 10.0%	0 0.0%	10 100.0%
非手帳保持者	2 15.4%	1 7.7%	9 69.2%	0 0.0%	1 7.7%	13 100.0%
合計	31 15.0%	103 49.8%	54 26.1%	7 3.4%	12 5.8%	207 100.0%

図 2 障害種別と世帯状況



(2)本人収入

稲城市調査は 2004 年度、富士市調査では 2005 年度の 1 年間の本人収入を、「雇用者収入」、「年金 (障害)」、「年金 (障害以外)」、「雇用保険」、「生活保護」、「手当 (障害)」、「手当 (障害以外)」、「仕送り」、「企業年金・個人年金」、「その他の所得」にわけて「万円」単位で記入してもらった。

・収入の内訳

本人収入の内訳をみていこう。「公的年金 (障害)」を受給している人が最も多く (93

人、45.8%)、次いで「雇用者収入」(86人、42.4%)、「手当て(障害)」(46人、22.7%)とつづく。「生活保護」(19人、9.4%)を受給する割合が高いのは、注目すべき点だろう。

全体として、最も多い収入元である「年金(障害)」も受給者は全体の半数に満たず、収入内訳にはばらつきがある。また、次に多い「雇用者収入」にかんして、最小値1から900とばらつきが大きく一枚岩的にとらえることはできない。

サンプル数に偏りはあるが、障害種別にみると、知的障害者・重複障害者は「年金(障害)」を受給するものの割合が飛びぬけて高く、身体障害者は少ない。身体障害者は「年金(障害以外)」を受給している割合がやや高い。精神障害者・非手帳保持者は「生活保護」を受給する割合が高い。

厚生労働省社会・援護局(2005)による「平成17年度知的障害児(者)基礎調査の結果」(回答数2,075件)においても、18歳以上の「年金・手当」を受給する割合は74.9%と高く同様の傾向がみられるⁱⁱⁱ。

表9 収入内訳

	回答(人)	%	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
雇用者収入	86	42.4	196.97	222.688	118	1	900
年金(障害)	93	45.8	98.55	46.961	79	8	240
年金(障害以外)	35	17.2	101.80	79.033	84	1	285
雇用保険	8	3.9	64.88	68.676	40.5	1	194
生活保護	19	9.4	109.05	66.947	130	23	240
手当て(障害)	46	22.7	19.91	20.340	16	1	90
手当て(障害以外)	5	2.5	88.40	73.480	73	18	192
仕送り	11	5.4	31.55	33.140	12	1	96
企業年金・個人年金	13	6.4	41.15	34.212	39	1	116
その他の所得	13	6.4	41.31	39.731	30	1	119

※雇用者収入は高額所得者(1,500万円以上)1名を除く

表10 障害種別収入の内訳

	身体障害	知的障害	精神障害	重複障害	非手帳保持者	合計
雇用者収入	52 39.4%	10 41.7%	13 40.6%	5 50.0%	8 88.9%	88 40.9%
年金(障害)	43 32.6%	19 79.2%	18 56.3%	9 90.0%	4 44.4%	93 49.2%
年金(障害以外)	33 25.0%	1 4.2%	1 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	35 16.1%
生活保護	10 7.6%	1 4.2%	6 18.8%	0 0.0%	2 22.2%	19 9.5%
手当て(障害)	37 28.0%	5 20.8%	1 3.1%	3 30.0%	0 0.0%	46 31.0%

(注)%は障害別に占める割合

日本障害者協議会（JD）による「障害者自立支援法の影響：JD 調査 2006」の結果と本調査を比較した。この調査は本調査よりも、精神障害者（28.7%）、知的障害者（17.4%）の占める割合が合わせて 46.1%（本調査では精神障害者 15.5%、知的障害者 11.6%、計 27.1%）と高いことが特徴である。

「雇用者収入」は、本調査では JD 調査の 4 倍程度と大きな数値となっている。「年金（障害）」はわずかに本調査の方が額が高いが、受給率は JD 調査の方が高い。

表 11 JD調査(2006)との比較

	本調査		JD 調査	
	%	平均値(円)	%	平均値(円)
雇用者収入	42.4	164,142	48.3	38,268
年金(障害)	45.8	82,125	74.6	76,329
年金(障害以外)	17.2	84,833	4.1	120,375
生活保護	9.4	90,875	6.0	87,591
手当(障害)	22.7	16,592	13.8	36,967
その他の所得	6.4	34,425	10.4	55,136

・収入合計

これらの本人収入をすべて合計した総収入の平均値は、172 万 1,900 円、月額に換算すると 14.3492 万円だった（高額所得者 2 名、1,759 万円、2,000 万円、本人収入の欄にすべて無回答だった 2 人を除く、以下特に記述がない限り同じ）。

中央値は 105 万円ですべて低額に偏っている。収入が 0 の 18 人(8.9%)を含め、50 万円未満の人は 48 人（23.6%）、50～100 万円未満の人が、45 人（22.2%）であった。200 万円未満の人までで 143 人（70.4%）と多数を占める。

表12 本人収入合計

度数	有効	203
	欠損値	0
平均値(万円)	172.19	
中央値(万円)	105.00	
標準偏差	184.442	
最小値	0	
最大値	1,126	

※1,500万円以下ははずれ値とする

・性別障害別本人収入合計

性別の本人収入をみていこう。全体では 172.2 万円であるが、男性 219.4 万円、女性 111.7 万円と 107.7 万円の差があり、女性の収入は男性の収入の 50.1%にすぎない。

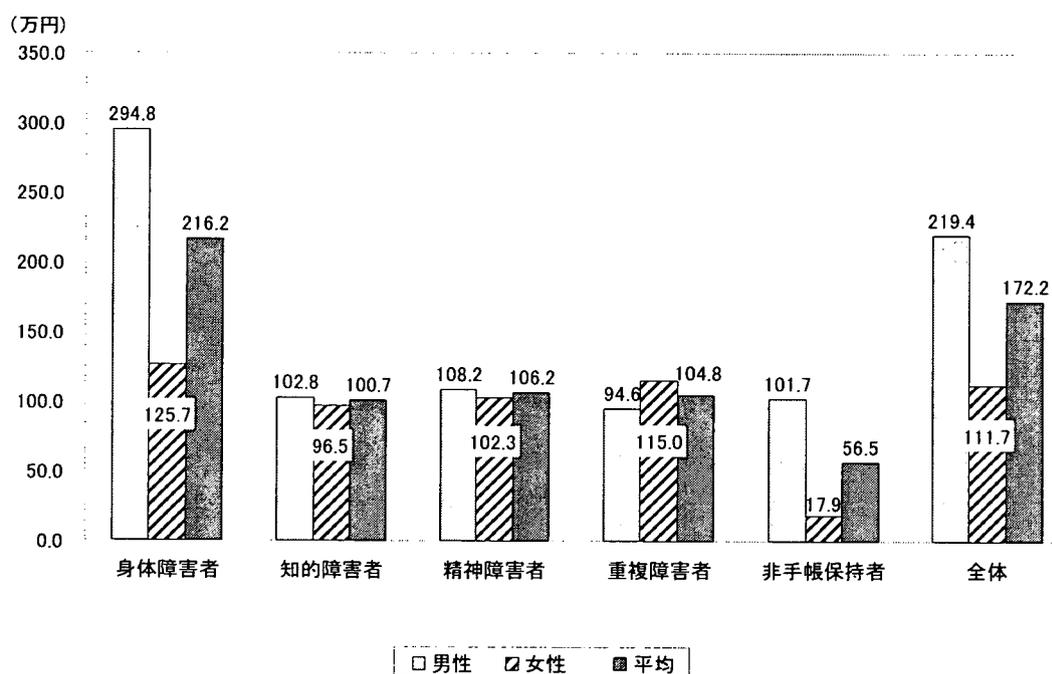
障害別の本人収入をみると、身体障害者の収入平均額が 216.2 万円なのに対し、知的

障害者、重複障害者の収入はそれぞれ 100.7 万円、104.8 万円と半額未満である。精神障害者は 106.2 万円であるが、精神障害をもつが手帳をもたない非手帳保持者は 56.5 万円とさらに低額である。

表 13 性別障害種別本人収入合計 (万円)

	男性	女性	平均
身体障害	294.8	125.7	216.2
知的障害	102.8	96.5	100.7
精神障害	108.2	102.3	106.2
重複障害	94.6	115.0	104.8
非手帳保持者	101.7	17.9	56.5
全体	219.4	111.7	172.2

図 3 性別障害種別本人収入



・雇用者収入と年金（障害）の関係

「雇用者収入」、「年金（障害）」の欄に回答のなかった、27 人を除く 180 人を分析した。「年金（障害）」には基礎年金も障害厚生年金も含まれるが、高齢年金、遺族年金は含まれない。

先にも指摘したとおり、JD 調査（2006）よりも年金を「受給していない」と回答した人が多い理由として、身体障害者が比較的高齢層（60 歳以上は全体の 90%）を占めており、障害年金以外の年金を受給している割合が比較的高いことがある。

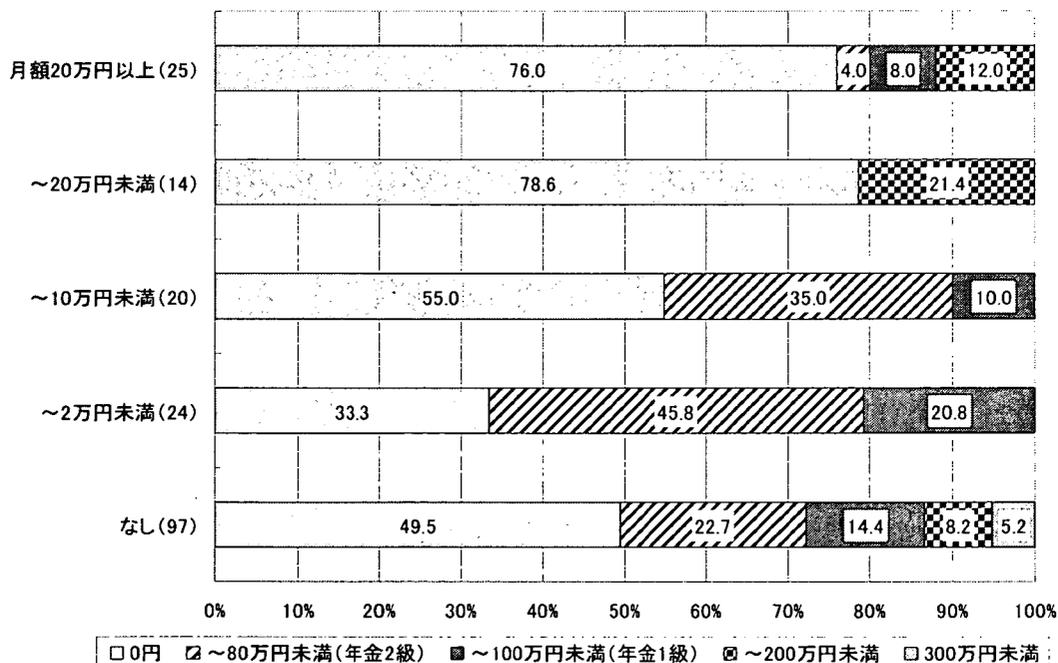
雇用者収入を得ていない人に、100 万円以上の年金を得る人がやや多いが、20 万円以

上得ている人のなかの2割の人も100万円以上の年金を得ている。月額10万円以上の人は、年金を得ていない人も多い。このグラフには著しい関連はみられない。

表 14 雇用者収入別にみた年金(障害)額 (%)

	0円	～80万円未満	～100万円未満	～200万円未満	300万円未満	合計
なし (97)	49.5	22.7	14.4	8.2	5.2	100.0
～2万円未満 (24)	33.3	45.8	20.8	0.0	0.0	100.0
～10万円未満 (20)	55.0	35.0	10.0	0.0	0.0	100.0
～20万円未満 (14)	78.6	0.0	0.0	21.4	0.0	100.0
20万円以上 (25)	76.0	4.0	8.0	12.0	0.0	100.0
合計 (180)	53.9	22.8	12.8	7.8	2.8	100.0

図 4 雇用者収入別にみた年金(障害)額



・性別世帯状況別本人収入

本人収入高額所得者（1,500万円以上）2人、無回答2名を除く203人の結果を分析した。

世帯類型別にみていくと、多い順に、生殖家族215.97万円、その他世帯190.29万円、単身世帯173.52万円、グループホーム106.5万円、定位家族101.28万円となっている。

生殖家族に暮らす人と定位家族に暮らす人の収入の差は114.69万円と大きい。詳しくみていくと、生殖家族に暮らす人のなかにも収入0の人が11人（11.0%）いるが、300万円以上の人25人（25.0%）いる^{iv}。これに比べて定位家族に暮らす人のなかの収入0の人は6人（11.3%）であるが、300万円以上の方は3人（5.7%）と少ない。

男女別にみていくと、どの世帯においても男性よりも女性の方が収入が低い。なかでも差が著しいのが生殖家族であり、比較的差がないのは定位家族、グループホーム世帯である。

表 15 世帯類型別本人収入

	本人収入(万円)	度数	標準偏差
単身世帯	173.52	31	142.19
生殖家族	215.97	100	228.49
定位家族	101.28	53	98.32
その他	190.29	7	88.86
グループホーム	106.50	12	55.86
合計	172.19	203	184.44

表 16 性別・世帯類型別本人収入

	男性(万円)	度数	標準偏差	女性(万円)	度数	標準偏差
単身世帯	202.87	23	149.85	89.13	8	71.43
生殖家族	342.26	43	221.72	120.70	57	184.24
定位家族	108.12	33	100.33	90.00	20	96.37
その他	198.20	5	77.48	170.50	2	149.20
グループホーム	107.50	10	61.70	101.50	2	3.54
合計	219.45	114	191.19	111.65	89	156.69